

等を接して領回し、国に到りて省親せしむ。先年の事例に比照して、今差わす員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して未便なるを恐る。本国、除外に今、宙字三十九号半印勘合執照を給して都通事金仕歴に付し、收執して前去せしむ。沿海の処所の巡海の哨船の官軍は、如し彼の驗実に遇到すれば即便に放行し、阻滞し留難して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者三員 馬達路 丹加泥 鄭通

都通事一員 金仕歴

人伴九名

管船火長・直庫二名 陳栄^① 馬益志

梢水共に九十一名

万曆十六年（一五八八）四月初四日給す

右の執照は都通事金仕歴等に付し、此れに准ぜしむ

表命を保全して以て
遠望を慰むる事の為にす 執照

注（一）陳栄 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）七世。のち一度は

火長、一度は通事として明へ渡る（『家譜（二）』四八九頁）。

1-31-29

世子尚寧の、進貢謝恩のため正議大夫梁応等を遣わす執照

（一五八九、三、一一）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫・長史の梁応・鄭週等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄五千斤・金光銀靴鞘腰刀二把・金結束黒漆鞘金起沙魚皮紋靴腰刀二把・鍍金銅結束線繫靴紅漆鞘腰刀六把・鍍金銅結束紅漆靴鞘鎗六柄・細嫩土夏布一十四・細嫩芭蕉布一十四・金結束紅漆鞘金起沙魚皮紋靴腰刀二把・銀結束黒漆鞘銀起沙魚皮靴腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘鎗四柄・鍍金銅結束紅漆鞘鎗六把・黄土夏布一百匹・鍍金線穿鉄甲二領・紅花一百斤を装載して京に赴き進貢し謝恩す。所扱^よりて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字二号半印勘合執照を給して通事紅泰和等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁応

長史一員 鄭週

使者一員 鄭室

都通事一員 林璋

存留在船使者一員 甘美寿

存留在船通事一員 紅泰和⁽²⁾

人伴三十二名

管船火長・直庫二名 鄭義男 毛喜

梢水共に一百三十名

貢謝の方物を除くの外、附搭の土夏布二百匹

右の執照は存留在船通事紅泰和等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十七年（一五八九）三月十一日給す

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

注（一）鍍金銅結束紅漆鞞 此れより前にある「鍍金銅結束紅漆

鞞」と表現が類似しており、たとえば黒漆・紅漆などの

文字の筆写に誤りがあると思われる。

（二）紅泰和 一五五四—一五九五年。久米村紅氏（和字慶家）六

世（『家譜（二）』二〇二頁）。

1-31-30

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭礼等を遣わす執照

（一五九一、閏二、一四）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭礼・使者馬良臣等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き、進貢す。所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠^{まこと}に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第五号半印勘合執照を給し、都通事鄭迥等に付し、収執して前去せしむ。如^もし経過の関津把隘^{とこふ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗^{けん}実に遇わば、即便に放行し、留難して因^よつて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼

使者一員 馬良臣

通事一員 鄭迥

存留在船使者二員 菊寿 毛喜

存留在船都通事一員 鄭迥

人伴二十五名

管船火長・直庫二名 陳榮 馬五刺

梢水共に七十四名